

下呂市広告宣伝等支援事業

原油高や物価高騰に伴い市内事業者の経営悪化が懸念される中、売上回復や販路拡大を目的とした広告および宣伝活動等を行い、積極的に誘客促進を図る事業者を支援します。

制度名		下呂市広告宣伝等支援事業補助金
対象者		次のいずれかに該当する事業者等であって、市税等の滞納がないこと <ul style="list-style-type: none">・市内に事業所等を有する中小法人等・令和5年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等・下呂市内の事業者等で下呂市民を雇用している個人事業者等
補助金対象経費		商品のPRや誘客などを目的とした広告および宣伝活動に要する次の経費。 <ul style="list-style-type: none">・チラシ、WEB広告など、販売促進に必要な経費（印刷製本費、掲載料、委託料等）※備品は除く・その他市長が必要と認める経費・他の補助金を受ける又は受けた場合、重複計上となる費用は補助対象経費としない ※令和5年12月22日以降に着手したもので、令和6年5月17日までに支払いが完了した経費を対象とする（注意：カード払いの場合、翌月以降に口座からの引落としとなるため、令和6年5月17日までに支払いが終えているか確認してください）
補助金交付額等		・補助限度額 1事業者につき5万円 ・補助率 補助対象経費の3/4以内（千円未満の端数切り捨て） ・申請回数 1事業者につき1回のみ ※予算額に達し次第、申請の受付を終了します。（予算額3,000千円）
交付申請	申請期間	令和5年12月22日から令和6年5月10日まで ※補助対象事業に着手する前に交付申請を行ってください。
	提出書類	(1) 交付申請書 (2) 対象経費の内訳がわかる書類（見積書等） (3) 雇用証明書（下呂市に課税権のない個人事業者の場合） (4) その他参考書類
交付請求	請求期間	令和6年5月20日まで ※補助金は交付請求手続きをしていただいた後に支払われます
	提出書類	(1) 実績報告書 (2) 対象経費に係る領収書又は支払いを証明する書類（写し） (3) 対象経費の内訳がわかる書類（写し） (4) 成果物又はその写真等 (5) 補助金交付請求書 (6) その他参考書類